事業場排水と下水道



静岡市上下水道局　水のキャラクター

しずみぃ

静岡市上下水道局

下水道部下水道維持課

１　はじめに

公共下水道（以下、「下水道」という）は、家庭の排水や工場・事業場など（以下、「事業場」という）からの排水を浄化し、雨水を速やかに排除して浸水を防ぐなど、都市の健全な発達、公衆衛生の向上に貢献するとともに、海や河川などの公共用水域の水質を保全する役割を担っています。

下水道施設を適切に維持管理して、公共用水域の水質を保全するためには、下水道施設の損傷や、浄化センターの処理機能低下を発生させる有害物質や、処理困難物質を含んだ排水を制限する必要があります。このため、事業場からの排水には法令や条例により水質規制が行われています。

このパンフレットは、事業場の管理者が下水道を使用する際に守っていただかなければならない水質の基準や各種届出について説明するものです。

２　下水道の使用について

⑴　排水設備の設置義務

下水道本管の布設工事が終了し、下水道が使用できる区域を下水道供用区域として公示します。供用区域になると、一般家庭はもちろんのこと、事業場も公示の日から３年以内に下水道への接続（排水設備の設置）を行わなければなりません。

⑵　下水道への接続方法

排水設備の新設、増設、改造、変更等を行う場合には、あらかじめ下水道事業管理者に届出をして、工事を静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店に施工させなければなりません。

静岡市の下水道の下水排除方式には**合流式**と**分流式**があります。

・合流式下水道：汚水（生活若しくは事業に起因する廃水）及び雨水を同一の管路で送る方式です。雨水と汚水を合わせて浄化センターで処理します。

・分流式下水道：汚水と雨水を別々の管路で送る方式です。汚水と雨水を分離して、雨水は側溝等を経由して川や海に流し、汚水のみを浄化センターで処理します。

３　事業場排水が下水道に及ぼす影響

事業場排水の管理が悪いと、次のような影響を下水道に及ぼすことがあります。

⑴　下水道施設を損傷し、その機能を低下させる。

⑵　浄化センターでの処理効率を低下させ、場合によっては処理が不能になり浄化センタ

ーからの放流水質を悪化させる。

⑶　浄化センターで処理困難な物質を流すと処理しきれず、場合によっては浄化センターからの放流水質が基準値を超え、環境に悪影響を与えるおそれがある。

規制を受ける項目	下水道に及ぼす影響
水素イオン濃度（pH）	・下水道施設を損傷させる ・他の排水と混合すると有毒ガスを発生する場合がある
生物化学的酸素要求量（BOD）	・高濃度になると浄化センターの処理機能を低下させる
浮遊物質量（SS）	・管渠を閉塞させる
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類、動植物油脂類）	・管渠を閉塞させる ・火災・爆発の危険がある
カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	・管渠内の作業を危険にする ・浄化センターの処理機能を低下させる ・浄化センター等で発生した汚泥の処理、処分を困難にする
フェノール類、銅、亜鉛、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	・浄化センターの処理機能を低下させる ・汚泥の処理、処分を困難にする
沃素消費量	・下水道施設を腐食させる ・硫化水素ガスを発生させる
温度	・管渠内の作業を危険にする

浄化センターでは、微生物のはたらきを利用して下水を処理しています。

４　下水排除基準

下水道への排除基準は、法及び条例によって定められており、下水道を利用する事業場はこれを遵守しなければなりません。

排除基準には、基準値を超えると直ちに罰則の対象となる直罰基準と、除害施設を設ける等の措置をしなければならない除害施設設置基準があります。

（p.８～９：下水道への排除基準）

５　特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で、法令に定められたものをいいます。

下水道法に規定されている特定施設には、水質汚濁防止法第２条第２項に規定されている特定施設（水質汚濁防止法特定施設）とダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第１項第６号に規定されている水質基準対象施設（ダイオキシン法特定施設）があります。これらの**特定施設を有する事業場を特定事業場**といいます。（p. 10～16：水質汚濁防止法特定施設一覧表）

例えば、

- 自動式洗車機（特定施設）を有するガソリンスタンド（特定事業場）
- 業務用洗濯機（特定施設）を有するクリーニング店（特定事業場）
- 自動式フィルム現像洗浄施設（特定施設）を有する印刷工場（特定事業場）
- 業務の用に供する部分の総床面積が 420 平方メートル以上の飲食店（特定事業場）に設置されるちゅう房施設（特定施設）

などがあります。

なお、自動式洗車機のないガソリンスタンド、クリーニングの取次店、コインランドリーや小規模な飲食店は特定事業場ではありません。

特定事業場には、**各種届出の義務**、下水道への排除水質の**自主測定義務**、下水道事業管理者の**報告徴収に応ずる義務**等があり、下水道への排除基準違反には**直罰規定**が適用されます。

６　除害施設

除害施設とは、下水道施設の損傷や浄化センターの処理機能阻害を防ぐため、排水中の油分の除去や pH 調整等を行い、水質を排除基準以内に処理するために設置する施設です。

例えば、飲食店等に設置するグリストラップや、自動車整備工場等に設置するオイルトラップ等があります。

これら除害施設の構造や処理方法は、特定施設のように業種等で定められているわけでは

なく、事業場から排除される下水の水質や水量をもとに選定します。事業場で発生する汚水の水質や水量に応じて、適切な機能をもつ除害施設を設置する必要があります。

除害施設を設置（新設）又は変更する場合等には申請が必要となります。

7　各種届出制度

事業場等が下水道を使用する場合は、種々の届出が必要であり、これらの届出には提出期限が定められています。

⑴　公共下水道使用開始（変更）届

この届出は、下水道をこれから使用する事業場や届出事項に変更のある事業場等が対象となります。

次のいずれかに該当する場合に、あらかじめ届出が必要となります。

ア　日最大排水量が 50 立方メートル以上の下水を排除しようとする場合

イ　特定事業場が下水を排除しようとする場合

ウ　この届出を提出している者で、下水の量又は水質を変更しようとする場合

エ　事業場で発生する汚水の水質が、下水排除基準（p. ８～９：下水道への排除基準）に適合しない場合

⑵　特定施設に関する各種届出

特定施設を設置している事業場又は特定施設を設置しようとする事業場は、次の区分に従って届出が必要です。

ア 事前に提出しなければならない届出※※

届出の種類	届 出 が 必 要 な 場 合	届出の期限
特 定 施 設 設置届出書	・新たに特定施設を設置しようとするとき	**設置の 60日以上前**
特定施設の 構造等変更 届　出　書	・特定施設の設置場所、構造、能力、配置の変更 ・使用する原材料、薬品等の使用方法や量の変更 ・特定施設からの汚水の量や水質の変更 ・汚水処理施設の設置場所、構造、能力等の変更 ・排出口での汚水の量、水質の変更 ・用水の経路、排水の経路の変更	**変更の 60日以上前**

イ　事後（期限以内）に提出する届出

届出の種類	届 出 が 必 要 な 場 合	届出の期限
特定施設使用届出書	・使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	**指定された日から　30日以内**
	・特定施設を設置している事業場が下水道に接続した場合	**接続した日から30日以内**
特定施設使用廃止届出書	・特定施設を廃止したとき （一部施設の廃止を含む）	**廃止した日から30日以内**
氏名変更等届出書	・届出者の住所、氏名等に変更があった場合 ・事業場の名称に変更があった場合	**変更した日から30日以内**
承継届出書	・特定施設を譲り受け又は借り受けた場合 ・相続、合併があった場合	**承継した日から30日以内**

※特定施設に関する各種届出書は、正副2部提出して下さい。

※※審査を受けた後でないと工事などに着手することができません。

⑶　除害施設に関する各種届出※

特定事業場以外で、除害施設を設置している事業場又は除害施設を設置しようとする事業場は、次の申請が必要です。

届出の種類	申 請 が 必 要 な 場 合	届出の期限
除害施設計画確認申請書	・新設又は既設の除害施設を使用して公共下水道を使用するとき ・除害施設の増設又は構造変更等をしようとするとき	**公共下水道を使用する前（あらかじめ）**

※除害施設に関する申請書類は、正副2部提出して下さい。

8　立入検査及び改善命令等

下水道の機能及び施設の保全又は排除下水の監視及び調査のため、事業場に立入を実施し、排水設備、特定施設、除害施設及びその他の施設の検査を行うことがあります。その際、事業場の排水を採取し水質検査を行うこともあります。

なお、立入採水による水質検査結果が下水排除基準を超過している場合には行政指導を行います。行政指導後も改善されない場合には、施設の構造や運転方法の改善を命じる**改善命令**や改善命令に従わない、または違反が継続するとき下水の**一時停止命令**といった行政処分を行うことがあります。

９　水質測定の義務

特定事業場は、当該事業場から排除される下水の水質を測定し、その結果を保存しておかなければなりません。

⑴　測定回数は、下水道法において次のように規定されています。

ア　温度、水素イオン濃度については１日に１回以上

イ　生物化学的酸素要求量については２週間に１回以上

ウ　ダイオキシン類については１年に１回以上

エ　上記以外の項目については１週間に１回以上

ただし、これらの測定を規定どおり行うことは、事業者に対して多大な負担を強いることとなるため、次のように指導しています。

・　１日あたりの平均的な排水量が 500 立方メートル以上の事業場は、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び指定した項目について１か月に１回以上

・　前期以外の事業場は、事業活動に関連する直罰基準項目について１年に１回以上

⑵　排除水質の検定方法について

水質の検定方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第１号)」によります。

⑶　測定結果について

測定結果については、５年間保存しなければなりません。

10　除害施設等の維持管理

除害施設等は、設置後の維持管理が非常に重要です。いくら立派な施設を設置しても、日常管理を適正に行わなければその機能を発揮しません。除害施設の維持管理について、次の事項に留意しなければなりません。

⑴　維持管理責任者を定め、管理体制を明確にする。

⑵　運転マニュアルを作成し、使用方法の熟知を図る。

⑶　運転状況の監視及び機器等の保守点検を定期的に行い、必要に応じて水質検査を行う。

⑷　異常が生じた場合は適正な措置をとり、その原因を究明する。

⑸　管理状況を把握し、その記録を保存する。

⑹　発生した浮遊物、沈殿物、汚泥等の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいて適正に処理し、処分量及び処分方法の記録やマニフェスト票等により管理する。

⑺　不測の事故を未然に防止する対策を講じる。

⑻　整理整頓を心がける。

11　排水設備設置義務の免除

下水道供用区域内では、一度使った水はすべて下水として下水道に排除させなければなりません。しかし、間接冷却水やプール水などのように水質が良好で下水道で処理する必要がない下水を排水設備設置義務の免除を受けることにより、道路側溝（分流式下水道の区域内に限る）や河川に放流することができます。

また、生産等の作業工程から生じた工程排水の処理水で水質が良好なもの、かつ、当該水質を将来にわたり確実に維持管理でき、放流先に影響を与えることがないと認められるものについても、条件を付したうえで免除を受けることができます。

下水道への排除基準（下水道法及び静岡市下水道条例による）

項目＼対象		特定施設があるもの		特定施設がないもの	
		排水量 50 ㎥/日以上	排水量 50 ㎥/日未満	排水量 50 ㎥/日以上	排水量 50 ㎥/日未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	シアン化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
	有機燐化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	六価クロム化合物（注③）	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
	1,2 - ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
	1,1 - ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下
	1,1,1 - トリクロロエタン	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
	1,1,2 - トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
	1,3 - ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
	チウラム	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
	シマジン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	ほう素及びその化合物（注④）	10 mg/L 以下 [230 mg/L 以下]	10 mg/L 以下 [230 mg/L 以下]	10 mg/L 以下 [230 mg/L 以下]	10 mg/L 以下 [230 mg/L 以下]
	ふっ素及びその化合物（注④）	8 mg/L 以下 [15 mg/L 以下]	8 mg/L 以下 [15 mg/L 以下]	8 mg/L 以下 [15 mg/L 以下]	8 mg/L 以下 [15 mg/L 以下]
	1,4 - ジオキサン	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

項目＼対象			特定施設があるもの		特定施設がないもの	
			排水量 50 ㎥/日以上	排水量 50 ㎥/日未満	排水量 50 ㎥/日以上	排水量 50 ㎥/日未満
環境項目等	フェノール類		5 mg/L 以下		5 mg/L 以下	
	銅及びその化合物		3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
	亜鉛及びその化合物（注⑤）		2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
	鉄及びその化合物（溶解性）		10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
	マンガン及びその化合物（溶解性）		10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
	クロム及びその化合物		2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380 mg/L 未満	380 mg/L 未満	380 mg/L 未満	380 mg/L 未満
	水素イオン濃度（pH）		5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]
	生物化学的酸素要求量（BOD）		600 mg/L 未満 [300 mg/L 未満]	※（注⑥）	600 mg/L 未満 [300 mg/L 未満]	※（注⑥）
	浮遊物質量（SS）		600 mg/L 未満 [300 mg/L 未満]		600 mg/L 未満 [300 mg/L 未満]	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
		動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
	温度		45 度 未満 [40 度 未満]	45 度 未満 [40 度 未満]	45 度 未満 [40 度 未満]	45 度 未満 [40 度 未満]
	沃素消費量		220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満
ダイオキシン類（注⑦）			10 pg/L-TEQ 以下	10 pg/L-TEQ 以下	10 pg/L-TEQ 以下	10 pg/L-TEQ 以下

（注）① [] 内の基準値に対する違反は、直罰対象となります。　　令和８年４月１日現在

②[] 内は、高松、静清、北部、南部処理区域内の製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用します。

③六価クロム化合物は、電気めっき業に属する特定事業場では令和９年３月 31 日まで暫定基準 0.5 mg/L 以下が適用されます。

④ほう素、ふっ素の基準のうち上段は、高松、城北、中島、静清、長田処理区域内に排除する場合、下段は、南部、北部処理区域内に排除する場合の基準です。

⑤亜鉛及びその化合物は、電気めっき業に属する特定事業場では令和 11 年 12 月 10 日まで暫定基準４ mg/L 以下が適用されますが、静岡県では、水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準に関する条例が定められており、暫定基準が適用される事業場においても、基準は３ mg/L 以下となります。

⑥※については、静岡市では法及び条例による下水排除基準とは別に、排水指導指針として指導基準値を定めています。（詳細はお問い合わせください。）

⑦ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第１項第６号に規定する水質基準対象施設を特定施設とします。また、当該特定施設がないものについては、終末処理場自身がダイオキシン類の排水規制対象となっている場合にのみ基準がかかります。現在、高松、中島及び長田処理区域内のものに基準がかかっています。

基準値が設定されていない項目であっても、下水道施設の損傷や処理場の処理機能に影響を与える排水は下水道に流すことはできません。

水質汚濁防止法特定施設一覧表

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠選鉱施設　㈡選炭施設　㈢坑水中和沈でん施設　㈣掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ㈡牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ㈢馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設（洗びん施設を含む。）　㈢湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠水産動物原料処理施設　㈡洗浄施設　㈢脱水施設　㈣ろ過施設　㈤湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設　㈢圧搾施設　㈣湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設　㈢湯煮施設　㈣濃縮施設　㈤精製施設 ㈥ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設（流送施設を含む）　㈢ろ過施設　㈣分離施設 ㈤精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設（洗びん施設を含む。）　㈢搾汁施設　㈣ろ過施設 ㈤湯煮施設　㈥蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設　㈢圧搾施設　㈣真空濃縮施設 ㈤水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設　㈢圧搾施設　㈣分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡洗浄施設　㈢分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料浸せき施設　㈡洗浄施設（流送施設を含む）　㈢分離施設 ㈣渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡ろ過施設　㈢精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡湯煮施設　㈢洗浄施設

18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠水洗式脱臭施設　㈡洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠まゆ湯煮施設　㈡副蚕処理施設　㈢原料浸せき施設　㈣精練機及び精練そう ㈤シルケット機　㈥漂白機及び漂白そう　㈦染色施設　㈧薬液浸透施設 ㈨のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠洗毛施設　㈡洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠湿式紡糸施設　㈡リンター又は未精練繊維の薬液処理施設　㈢原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠湿式バーカー　㈡接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠湿式バーカー　㈡薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料浸せき施設　㈡湿式バーカー　㈢砕木機　㈣蒸解施設 ㈤蒸解廃液濃縮施設　㈥チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設　㈦漂白施設 ㈧抄紙施設（抄造施設を含む。）　㈨セロハン製膜施設　㈩湿式繊維板成型施設 ⑪廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠自動式フィルム現像洗浄施設　㈡自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠ろ過施設　㈡分離施設　㈢水洗式破砕施設　㈣廃ガス洗浄施設 ㈤湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠洗浄施設　㈡ろ過施設　㈢カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ㈣群青製造施設のうち、水洗式分別施設　㈤廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠ろ過施設　㈡遠心分離機　㈢硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ㈣活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ㈤無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設　㈥青酸製造施設のうち、反応施設 ㈦よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ㈧海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ㈨バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設　㈩廃ガス洗浄施設 ⑪湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠湿式アセチレンガス発生施設 ㈡酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ㈢ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ㈣アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ㈤塩化ビニルモノマー洗浄施設　㈥クロロプレンモノマー洗浄施設

29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠ベンゼン類硫酸洗浄施設　㈡静置分離器　㈢タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第５号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　㈡蒸留施設　㈢遠心分離機　㈣ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ㈡ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ㈢フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠ろ過施設　㈡顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設　㈢遠心分離機 ㈣廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠縮合反応施設　㈡水洗施設　㈢遠心分離機　㈣静置分離器 ㈤弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ㈥ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ㈦中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 ㈧ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設　㈨廃ガス洗浄施設 ㈩湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠ろ過施設　㈡脱水施設　㈢水洗施設　㈣ラテックス濃縮施設 ㈤スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠蒸留施設　㈡分離施設　㈢廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠廃酸分離施設　㈡廃ガス洗浄施設　㈢湿式集じん施設
37	前６号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠洗浄施設　㈡分離施設　㈢ろ過施設 ㈣アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ㈤アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ㈥アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ㈦イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 ㈧エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 ㈨2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ㈩シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ㈪トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設 ㈫ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ㈬プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 ㈭メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ㈮メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 ㈯廃ガス洗浄施設

38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料精製施設　　㈡塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4 - ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠脱酸施設　　㈡脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠洗浄施設　　㈡抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　　㈡石灰づけ施設　　㈢洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠原料処理施設　　㈡脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠水洗施設　　㈡ろ過施設　　㈢ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ㈣廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠動物原料処理施設　　㈡ろ過施設　　㈢分離施設 ㈣混合施設（第２条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ㈤廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第２条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって次に掲げるもの ㈠脱塩施設　　㈡原油常圧蒸留施設　　㈢脱硫施設 ㈣揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設　　㈤潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠洗浄施設　　㈡石灰づけ施設　　㈢タンニンづけ施設　　㈣クロム浴施設 ㈤染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠研摩洗浄施設　　㈡廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠抄造施設　　㈡成型機　　㈢水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠水洗式破砕施設　㈡水洗式分別施設　㈢酸処理施設　㈣脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠水洗式破砕施設　㈡水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠タール及びガス液分離施設　㈡ガス冷却洗浄施設　㈢圧延施設　㈣焼入れ施設 ㈤湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠還元そう　㈡電解施設（溶融塩電解施設を除く。）　㈢焼入れ施設 ㈣水銀精製施設　㈤廃ガス洗浄施設　㈥湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠焼入れ施設　㈡電解式洗浄施設　㈢カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ㈣水銀精製施設　㈤廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠タール及びガス液分離施設　㈡ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第３条第８項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第２条第６項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第１項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が１日当たり 10,000 立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ㈠沈でん施設　㈡ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は 1,4 - ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条第１項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第２条第４項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠ちゅう房施設　㈡洗濯施設　㈢入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第６条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第 66 号の８に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ㈠ちゅう房施設　㈡洗浄施設　㈢入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第２条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ㈠卸売場　㈡仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第３条第 14 号に規定するものをいう。）
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㈠洗浄施設　㈡焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場 ⑴　国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） ⑵　大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） ⑶　学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前２号に該当するものを除く。） ⑷　農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑸　保健所 ⑹　検疫所 ⑺　動物検疫所 ⑻　植物防疫所 ⑼　家畜保健衛生所 ⑽　検査業に属する事業場 ⑾　商品検査業に属する事業場 ⑿　臨床検査業に属する事業場 ⒀　犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第８条第１項に規定するものをいう。）である焼却施設

71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第１項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの ㋑廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第４項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第６項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の４第６項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ㋺廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前２号に掲げるものを除く。）

【問合せ先】

静岡市上下水道局下水道部
下水道維持課 排水設備係
〒420-0035
静岡市葵区七間町１５番地の１
静岡市上下水道局庁舎５階
TEL：054-270-9229
FAX：054-270-9241